

鹿児島女子短期大学と鹿屋女子高等学校との連携協力に関する協定書

鹿児島女子短期大学（以下「鹿女短」という。）と、鹿屋女子高等学校（以下「鹿屋女子高」という。）は、相互の連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鹿女短と鹿屋女子高が、相互の資源や機能等を活用しながら教育・研究の分野で協力することにより、学校教育の振興、地域社会の発展及び人材教育の強化に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 鹿女短と鹿屋女子高は、次の事項について連携・協力をを行うものとする。

- (1) 教育・研究に関するここと
- (2) 授業、実習等における高大連携の推進に関するここと
- (3) 教員の交流及び研修に関するここと
- (4) 地域社会への貢献に関するここと
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関するここと

（協議）

第3条 鹿女短と鹿屋女子高は、前条各号に掲げる連携協力に関する事業を円滑に推進するため、当該事業を担当する部署において協議を行うこととする。

（経費）

第4条 この協定に基づく連携協力に要する経費の負担については、事業ごとに鹿女短と鹿屋女子高が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和6年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の3か月前までにいずれからも申出がない場合には、更に1年間更新し、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、鹿女短と鹿屋女子高が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、鹿女短と鹿屋女子高が署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和5年10月6日

鹿児島女子短期大学

学長 志賀啓一



鹿屋女子高等学校

校長 永迫昌毅

